

人事給与関係帳票印刷業務委託に係る入札説明書

令和8年3月

大分県総務部デジタル政策課

人事給与関係帳票印刷業務委託に係る一般競争入札については、地方自治法、地方自治法施行令、大分県契約事務規則等、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

入札に参加する者は下記事項を熟知のうえ入札しなければならない。

この場合において、当該仕様等について疑義がある場合は、下記4に掲げる者に説明を求めることができる。ただし、入札後仕様等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

1 公告日

令和8年3月19日（木）

2 競争入札に付する事項

(1) 業務内容

人事給与関係帳票印刷業務委託（詳細は別添仕様書のとおり）

(2) 契約期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日とする。

(3) 委託する給与関係帳票の内容

給与等支払明細書、住民税納付書等（詳細は仕様書別紙対象帳票一覧を参照）

(4) 印刷委託帳票予定件数

約94,528件（詳細は仕様書別紙対象帳票一覧を参照）

(5) 納入場所

大分県総務部 デジタル政策課

(6) 特記事項

本業務委託は、賃金水準の変動に基づく契約金額の変更条項（賃金スライド条項）を適用する契約である。

3 大分県共同利用型電子入札システムの利用

本件入札は、大分県共同利用型電子入札システムで行い、紙による入札は認めないものとする。また、入札に係る事項は、この入札説明書に定めるもののほか大分県電子入札運用基準（物品・役務）による。

4 契約に関する事務を担当する部局の名称

〒870-8501 大分県大分市大手町三丁目1番1号

大分県総務部 デジタル政策課 システム開発支援班

電話 097-506-2077

F A X 097-506-1845

5 大分県共同利用型電子入札システム及び契約の手続において使用する言語及び通貨

(1) 使用言語

日本語

(2) 通貨

日本国通貨

6 入札参加条件

次の要件を全て満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る競争入札に参加する者に必要な資格を有している者であること。
- (3) プライバシーマークを取得している者であること。
- (4) 令和 8 年 3 月 27 日（金）午後 5 時 15 分までに上記（3）の証明書の写し及び当該調達予定役務又はこれと同等の役務に係る契約履行実績があることを証明した書類を提出した者。
- (5) 入札参加申請を出した日から下記 10 に掲げる開札までの間に、大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る競争入札に参加する者に必要な資格を有している者に対する指名停止等の措置を受けていない者であること。
- (6) 自己又は自己の役員等が、次のいずれにも該当しない者であること及び次の各号に掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - イ 暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - ウ 暴力団員が役員となっている事業者
 - エ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者
 - オ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者
 - カ 暴力団又は暴力団員に経済上の利益又は便宜を供与している者
 - キ 暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者
 - ク 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者なお、資格要件確認のため、大分県警察本部に照会する場合がある。
- (7) 大分県共同利用型電子入札システムにより事前に入札参加申請を行い、入札参加の承認を受けた者であること。

7 入札参加申請期限

令和 8 年 3 月 27 日（金）午後 5 時 15 分まで

8 入札説明書等に関する質問等

(1) 質問方法

質問は、人事給与関係帳票印刷業務委託に関する質問書（第 1 号様式）により持参またはメールで行うこととし、メールの場合は必ず電話により受信を確認すること。なお、文書には担当者の部署、氏名、電話及びメールアドレスを漏れなく記入すること。

(2) 質問の提出先

上記 4 に示す担当部局とする。

(3) 質問の受付期間

令和 8 年 3 月 19 日（木）から令和 8 年 3 月 25 日（水）まで（日曜日、土曜日

及び祝日を除く。)の午前9時から午後5時まで

(4) 質問の回答方法

質問に対する回答は、入札参加者に対して質問提出の翌日から起算して3日以内に質問の内容及び回答をメールにて通知する。

9 入札の方法

本案件は、一般競争入札により行う。

(1) 入札書画面への入札金額の入力期間

入札参加の承認を受けた日から令和8年4月1日(水)午後3時まで

(2) この入札については、大分県電子入札運用基準(物品・役務)及び大分県共同利用型電子入札システム操作マニュアル(事業者用)を熟知のうえ入札しなければならない。なお、入札後に大分県共同利用型電子入札システムについての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(3) 入札金額は、月額委託料とする。見積にあたっては12か月の委託料で計算し、月額の委託料を算定すること。

(4) 落札決定に当たっては、入力した金額に当該金額の100分10に相当する額を加算した金額(当該金額に円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札金額として入力すること。

10 開札の方法

開札は、大分県共同利用型電子入札システムにより行うものとする。

(1) 開札場所

上記4に掲げる担当部局

(2) 開札日時

令和8年4月1日(水)午後4時

(3) 再度入札

開札をした場合において、各人の入札のうち予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の8第4項の規定により再度の入札を行う。

この場合において、再度の入札は、入札金額の入力期間、開札日及び最低入札価格を別途通知するものとする。

11 入札保証金及び契約保証金

免除とする。

12 入札の無効

大分県契約事務規則(昭和39年大分県規則第22号)第27条に規定する事項のほか、入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

なお、無効入札をした者は、再度入札に参加することができない場合がある。

13 落札者の決定の方法

(1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入

札した者を契約の相手方とする。

- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、大分県共同利用型電子入札システムに装備されている電子くじにより落札者を決定する。
- (3) 入札者がいないとき若しくは再度入札をしても落札者がいないとき又は落札者が契約を結ばないときは、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号又は第9号の規定により随意契約を行うものとする。

14 入札の延期、中止等

- (1) 天災、地変やシステムの障害等により入札執行が困難なときは、入札を延期、中止又は取り止めることがある。
- (2) 正常かつ公平な入札執行が困難と認められる場合その他やむを得ない事由が生じたときは、入札を延期、中止、又は取り止めることがある。